

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター役員報酬規程

制定 平成 21 年 4 月 1 日 平成 21 年法人規程第 3 号
 改正 平成 22 年 1 月 25 日 平成 21 年法人規程第 35 号
 改正 平成 22 年 12 月 20 日 平成 22 年法人規程第 58 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員給与)

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については、報酬及び通勤手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(常勤役員の報酬)

第 3 条 常勤の役員の報酬は、年俸とする。

2 常勤の役員の年俸の号給表は、次のとおりとする。

東京都健康長寿医療センター
役員年俸号給表

号 給	年 俸 額
1	<u>12,900,000</u>
2	<u>13,800,000</u>
3	<u>14,800,000</u>
4	<u>15,900,000</u>
5	<u>17,400,000</u>
6	<u>18,800,000</u>
7	<u>20,200,000</u>
8	<u>21,600,000</u>

3 前項の年俸は、役員に就任する者の経歴及び法人の業績等を勘案し、理事長が決定する。

4 前項の年俸は、その者の業務実績及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの事業実績に応じ、第 2 項の規定による年俸額の 100 分の 20 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(報酬の支給方法)

第 4 条 報酬の支給は、年俸額を 12 回に分け例月支給する。

2 その他の支給方法については、職員給与規程又は非常勤スタッフ等給与規程による。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬の支給日は、常勤の役員にあつては、地方独立行政法人東京都健康長寿医療

センター職員給与規程（平成 21 年法人規程第 15 号。以下「職員給与規程」という。）第 35 条の例に、非常勤の役員にあつては、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター非常勤スタッフ等給与規程（平成 21 年法人規程第 23 号。以下「非常勤スタッフ等給与規程」という。）第 14 条の例に準じる。

（通勤手当）

第 6 条 通勤手当は、職員給与規程第 23 条又は非常勤スタッフ等給与規程第 7 条の例に準じて支給する。

（非常勤役員手当）

第 7 条 非常勤役員手当は次のとおりとする。

理事 日額 33,900 円

監事 日額 30,500 円

（その他）

第 8 条 この規則の実施に関し必要な給与の支給に関する事項は、職員の例に準じる。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日 21 法人規程第 3 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 25 日 21 法人規程第 35 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 20 日 22 法人規程第 58 号）

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。なお、平成 22 年度の年俸額は、改正後の本規程に基づき支給する。